

○岡山県警察犯罪抑止総合対策本部設置要綱の制定について(通達)
(平成 24 年 12 月 7 日岡生企第 1179 号／岡務第 909 号／岡地第 464 号／岡刑企第 534 号
／岡交企第 613 号／岡公第 248 号警察本部長例規)

改正 平成 25 年 3 月岡務第 204 号 平成 27 年 3 月 5 日岡務第 201 号
平成 29 年 3 月 16 日岡務第 247 号 令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
令和 4 年 3 月 10 日岡務第 238 号 令和 5 年 3 月 7 日岡務第 205 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

犯罪情勢や社会構造の変化に伴い、警察活動を取り巻く環境は、非常に複雑になってきており、県民の警察に対する要請は多様化している。

そこで、時々の警察活動を取り巻く環境を確実に把握するなどした上で、地域住民等と連携し、治安上の脅威に対して、十分な耐性のある地域社会を構築するとともに、地域の犯罪情勢に即した警察の諸活動を戦略的に展開するため、別添のとおり岡山県警察犯罪抑止総合対策本部設置要綱を制定し、平成 25 年 1 月 1 日から施行することとしたので、犯罪を抑止し、犯罪被害の防止を図るため、格段の努力をされたい。

なお、岡山県警察街頭犯罪等抑止総合対策本部設置要綱の制定について(通達)(平成 14 年 12 月 17 日岡生企第 530 号、岡務第 223 号、岡刑企第 187 号、岡交企第 290 号、岡公第 111 号例規)は、廃止する。

別添

岡山県警察犯罪抑止総合対策本部設置要綱

1 趣旨

この要綱は、岡山県下における犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進することを目的として設置する組織の構成、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 対策本部の設置

岡山県警察本部(以下「警察本部」という。)に岡山県警察犯罪抑止総合対策本部(以下「対策本部」という。)を置く。

3 対策本部の組織等

(1) 組織

対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

ア 本部長 警察本部長

イ 副本部長 警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、総務統括官、組織犯罪対策統括官

ウ 本部員 総務課長、警務課長、会計課長、情報管理課長、装備課長、生活安全企画課長、人身安全対策課長、少年課長、生活安全捜査課長、サイバー犯罪対策課長、地域課長、通信指令課長、機動警ら隊長、刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、捜査第三課長、組織犯罪対策第一課長、組織犯罪対策第二課長、機動捜査隊長、交通企画課長、交通指導課長、交通規制課長、交通機動隊長、公安課長、警備課長、外事課長

(2) 任務

対策本部は、地域住民等の安全・安心を脅かしていると認められる重点犯罪を定め、その犯罪抑止計画を策定し、同計画に基づく各種対策を推進することを任務とする。

(3) 会議

ア 対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

イ 対策本部の会議は、本部長及び副本部長をもって構成する。

ウ 本部長は、対策本部の会議を主宰するとともに、必要があると認めるときは、対策本部の会議の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

4 対策委員会の設置等

(1) 対策本部の下に対策委員会を置く。

(2) 対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

ア 委員長 生活安全企画課長

イ 副委員長 刑事企画課長

ウ 委員 総務課長、警務課長、会計課長、情報管理課長、装備課長、生活安全企画課長、人身安全対策課長、少年課長、生活安全捜査課長、サイバー犯罪対策課長、地域課長、通信指令課長、機動警ら隊長、刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、捜査第三課長、組織犯罪対策第一課長、組織犯罪対策第二課長、機動捜査隊長、交通企画課長、交通指導課長、交通規制課長、交通機動隊長、公安課長、警備課長、外事課長

(3) 対策委員会は、対策本部を補佐するとともに、次に掲げる事項を審議する。

ア 対策本部の審議に付する案件の調整に関すること。

イ その他犯罪抑止対策に係る必要な事項に関すること。

(4) 対策委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

(5) 委員長は、対策委員会の会議を主宰するとともに、必要があると認めるときは、対策委員会の会議の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(6) 委員は、警察本部各部門と各警察署間の連携に配慮しつつ、各所属部署における犯罪抑止対策に関する取組の推進に当たるとともに、各警察署における犯罪抑止計画の策定、推進等について必要な指導及び支援を行う。

5 対策部会の設置等

(1) 対策委員会の下に、統括・抑止対策部会、犯罪分析・検挙対策部会及び少年非行対策部会を置く。

(2) 対策部会は、部会長及び部会員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

ア 統括・抑止対策部会

(ア) 部会長

生活安全企画課長

(イ) 部会員

総務課、警務課、会計課、情報管理課、装備課、生活安全企画課、地域課、刑事企画課、交通企画課、公安課、警備課の警視若しくは警部の職にある者又はこれに相当する職にある者のうち、各所属長が指定する者

イ 犯罪分析・検挙対策部会

(ア) 部会長

刑事企画課長

(イ) 部会員

生活安全企画課、人身安全対策課、生活安全捜査課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、機動警ら隊、刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、機動捜査隊、外事課の警視又は警部の職にある者のうち、各所属長が指定する者

ウ 少年非行対策部会

(ア) 部会長

少年課長

(イ) 部会員

生活安全企画課、少年課、組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊の警視又は警部の職にある者のうち、各所属長が指定する者

(3) 対策部会は、対策委員会を補佐するとともに、次に掲げる事項を審議する。

ア 対策委員会の審議に付する案件の調整に関すること。

イ その他犯罪抑止対策に係る必要な事項に関すること。

(4) 対策部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

(5) 部会長は、対策部会の会議を主宰するとともに、必要があると認めるときは、対策部会の会議の構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

6 本部犯罪抑止戦略官

- (1) 警察本部に本部犯罪抑止戦略官を置き、生活安全企画課長をもって充てる。
- (2) 本部犯罪抑止戦略官は、警察本部における実効的な犯罪抑止計画の策定及びその的確な遂行のため、部門横断的な調整等を行うものとする。

7 警察署における推進体制

- (1) 警察署長は、管轄区域内の情勢に応じた犯罪抑止対策を強力に推進するため、対策本部に準じて警察署犯罪抑止総合対策本部(以下「署対策本部」という。)を設置し、管轄区域ごとに重点的に抑止すべき種類の犯罪を定め、その犯罪抑止計画を策定し、挙署体制で効果的な犯罪抑止対策を推進するものとする。
- (2) 警察署長は、次に掲げる構成を参考とし、警察署の情勢に応じて署対策本部を組織するものとする。
 - ア 署対策本部長 警察署長
 - イ 副本部長 副署長
 - ウ 本部員 地域安全交通官、捜査管理官、刑事官、交通官、課長の職にある警察官
- (3) 署対策本部では、次に掲げる事項を審議する。
 - ア 犯罪抑止対策に係る基本方針等に関すること。
 - イ 犯罪抑止対策に関し複数の課が競合する場合等における調整に関すること。
 - ウ その他犯罪抑止対策に係る必要な事項に関すること。

8 署犯罪抑止戦略官

- (1) 警察署における実効的な犯罪抑止計画を策定し、及び当該計画を的確に遂行するため、部門横断的な調整等を行う署犯罪抑止戦略官を置き、岡山中央、岡山西、岡山南、及び倉敷警察署にあつては地域安全官を、他の警察署にあつては副署長をもって充てる。
- (2) 捜査管理官及び刑事官は、署犯罪抑止戦略官を補佐するものとする。

9 庶務

対策本部、対策委員会及び統括・抑止対策部会の庶務は生活安全企画課、犯罪分析・検挙対策部会の庶務は刑事企画課、少年非行対策部会の庶務は少年課、署対策本部の庶務は警察署生活安全課(生活安全刑事課を含む。)において行うものとする。